

# 青森県報

号外第二十五号

令和七年  
三月三十一日  
(月曜日)

## 目次

### 規 則

○青森県行政組織規則の一部を改正する規則……………(人事課)…一

### 訓 令

○青森県行政組織規則の一部改正に伴う関係規程の整備に関する訓令……………(人事課)…三

○行幸啓室設置規程……………(同)…三

○統合新病院開設準備室設置規程……………(同)…三

### 告 示

○青森県行政組織規則の一部改正に伴う関係規程の整理に関する規程……………(人事課)…三

## 規 則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県規則第二十一号

青森県行政組織規則の一部を改正する規則

青森県行政組織規則(昭和三十六年二月青森県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

目次中  
第一款 地域県民局の名称及び所掌事務等(第二十九条―第四十一条)

第一款の二 総務部の出先機関の名称及び所掌事務等

を「第一款 総務部の出先機関の名称及び所掌事務等」に、「第四十二条・第四十三条」を「第二十九条・第三十条」に、「第一款の三」を「第一款の二」に、

「第一目 県外事務所(第四十四条・第四十五条)」を

「第一目 県外事務所(第三十一条・第三十二条)

第二目 県税事務所(第三十三条・第三十四条)」に、「第一款の四」を「第一款

の三」に、

「第一目 児童自立支援施設(第四十六条・第四十七条)

第二目 児童相談所(第四十七条の二・第四十七条の三)

第三目 女性相談支援センター(第四十七条の四・第四十七条の五)

「第一目 児童相談所(第三十五条・第三十六条)

第二目 女性相談支援センター(第三十七条・第三十八条) に、「第一款の五」

第三目 児童自立支援施設(第三十九条・第四十条)

を「第一款の四」に、「第一目 消費生活センター(第四十八条・第四十九条)」を

「第一目 地域連携事務所(第四十一条・第四十二条)

第二目 消費生活センター(第四十三条・第四十四条)」に、

「第一目 I T E R R 支援東京連絡事務所(第五十条・第五十一条)」を

「第一目 保健所(第四十九条・第五十条)

第二目 福祉事務所(第五十一条・第五十二条) に、「第二目 動物愛護センタ

第三目 衛生研究所(第五十三条―第五十五条)」

「第一目 動物愛護センター」に、

「第三目 食肉衛生検査所（第五十八条―第六十条）」を  
 第四目 削除（第六十一条・第六十二条）」

「第五目 食肉衛生検査所（第五十八条―第六十二条）」に、「第五目 障がい者相談センター」を「第六目 障がい者相談センター」に、「第六目 療育福祉・医療療育センター」を「第七目 療育福祉・医療療育センター」に、

「第七目 精神保健福祉センター（第六十九条・第七十条）」

「第八目 保健所（第七十一条・第七十二条）」を

「第九目 福祉事務所（第七十三条―第七十八条）」

「第八目 精神保健福祉センター（第六十九条―第七十八条）」に、「営農大学校」を「農林水産事務所」に、「第九十五条」を「第九十七条」に、

「第二目 病虫害防除所（第九十六条―第一百二十条）」を

「第二目 病虫害防除所（第九十八条・第九十九条）」

「第三目 営農大学校（第一百条―第一百六条）」に、

「第一目 空港管理事務所（第二百一条・第二百二十二条）」を

「第一目 県土整備事務所（第一百七十七条―第二百条）」

「第二目 空港管理事務所（第二百一条・第二百二十二条）」に改める。

「第八条 第一項の表環境エネルギー部の項中「環境保全課」を「エネルギー・脱炭素政策課、資源循環推進課」に改め、「エネルギー開発振興課」を削る。

「第十一条の人事課の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第十五号までを一号ずつ繰り上げ、同条の行政経営課の項の第十号中「（地域県民局にあつては、部）」を削る。

「第十一条の二の税務課の項の第九号中「地域県民局」を「県税事務所」に改め、「（県税部の総括的管理に関する事務に限る。）」を削る。

「第十一条の四のこどもみらい課の項の第十八号中「子ども・子育て支援推進会議」を「こども・若者支援推進会議」に改める。

「第十一条の五の地域交通・連携課の項の第十二号中「地域県民局」を「地域連携事務所の総括的管理」に改め、「（他課の分掌に係る事務を除く。）」を削り、同項中第十三号を削り、第十四号を第十三号とする。

「第十二条の環境政策課の項の第五号中「環境」を「自然・地域」に改め、同項の第六号中「地球温暖化対策」を「公害防止対策に係る施策の企画、調整及び推進」に改

め、同項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号及び第十号を削り、同項の第十一号中「廃棄物の処理及び清掃」を「浄化槽」に、「環境保全課」を「他課」に改め、同号を同項の第八号とし、同項の第十二号中「災害廃棄物」を「特定工場における公害防止組織の整備」に改め、同号を同項の第九号とし、同項の第十三号中「循環型社会の形成の推進」を「大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭の規制」に改め、同号を同項の第十号とし、同項中第十四号を第十一号とし、第十五号を第十二号とし、同項の次に次のように加える。

エネルギー・脱炭素政策課

一 環境及びエネルギーにかかわる産業の創出及び振興に係る施策の企画、立案及び推進に関すること。

二 地域エネルギーの開発及び利用に関すること。

三 地球温暖化対策に関すること。

四 環境マネジメントシステムに関すること。

五 むつ小川原地域の開発に係る事務の総合調整に関すること。

六 むつ小川原地域の開発に係る調査及び計画の策定に関すること。

七 関係行政機関及び関係団体とのむつ小川原地域の開発の推進に係る事務の連絡に関すること。

八 量子科学に関する人材の育成及び研究開発に係る施策の企画、立案及び推進に関すること。

九 I T E R 関連施設（I T E R（国際熱核融合実験炉をいう。）による研究に関連して設置される施設をいう。第四十五条において同じ。）の立地に伴い講ずる施策の企画、調整及び推進に関すること。

十 量子科学センター及びI T E R 支援東京連絡事務所に関すること。

十一 むつ小川原開発審議会に関すること。

「第十二条の環境保全課の項中「環境保全課」を「資源循環推進課」に改め、同項の第六号から第九号までを削り、同項の第五号中「浄化槽」を「環境管理事務所の総括的管理」に改め、「（他課の分掌に係る事務を除く。）」を削り、同号を同項の第六号とし、同項の第四号中「環境影響評価の審査及び指導」を「環境美化」に改め、同号を同項の第五号とし、同項の第三号中「公害防止対策に係る施策の企画、調整及び推進」を「災害廃棄物」に改め、同号を同項の第四号とし、同項の第二号中「（一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物に関する事務に限る。）」を削り、同号を同項の第三号とし、同項の第一号中「産業廃棄物」を「廃棄物」に改め、同号を同項の第二号と

し、同項に第一号として次の一号を加える。

一 循環型社会の形成の推進に関すること。

第十二条の自然保護課の項の第八号中「環境審議会」の下に「及び環境影響評価審査会に関すること（環境審議会）を加え、「限る。」を「限る。」に改め、同号を同項の第九号とし、同項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 環境影響評価の審査及び指導に関すること。

第十二条のエネルギー開発振興課の項を削る。

第十三条の健康医療福祉政策課の項中第二十号を削り、第二十一号を第二十号とし、第二十二号を第二十一号とし、第二十三号を第二十二号とし、同条の「生活習慣病対策課の項の第三号中「口腔保健」を「口腔保健」に改め、同項の第四号中「保健師」の下に「及び栄養士」を加え、同条の保健衛生課の項中第二十一号を第二十二号とし、第四号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、同項の第三号中「栄養士及び」を削り、同号を同項の第四号とし、同項の第二号の次に次の一号を加える。

三 栄養士の免許、書類の経由等に関すること。

第十三条の三の観光政策課の項の第十四号中「及び水族館」を「水族館及び三沢航空科学館」に改め、同条の県産品販売・輸出促進課の項に次の一号を加える。

四 ふるさと納税に関すること（他課の分掌に係る事務を除く。）。

第十四条の農林水産政策課の項中第十七号を第二十三号とし、第十六号を第二十二号とし、同項の第十五号中「地域県民局」を「農林水産事務所の総括的管理」に改め、「（地域農林水産部の総括的管理に関する事務に限る。）」を削り、同号を同項の第二十一号とし、同項中第十四号を第十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十 病害虫防除所に関すること。

第十四条の農林水産政策課の項中第十三号を第十八号とし、第八号から第十二号までを五号ずつ繰り下げ、第七号を第九号とし、同号の次に次の三号を加える。

十 病害虫の防除に関すること。

十一 農薬の取締りに関すること。

十二 農作業安全対策の推進に関すること。

第十四条の農林水産政策課の項中第六号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止の総括に関すること。

第十四条の農林水産政策課の項の第五号の次に次の一号を加える。

六 農業情報の総括に関すること。

第十四条の構造政策課の項中第十九号及び第二十号を削り、第二十一号を第十九号とし、同条の農産園芸課の項中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号を削り、第九号を第六号とし、第十号及び第十一号を削る。

第十五条の漁港漁場整備課の項の第二号中「の修築」を「及び漁場の整備」に改め、同項の第八号中「沿岸漁場整備開発事業」を「漁業に係る共同利用施設の整備」に改め、同項中第九号を削り、第十号を第九号とする。

第十六条の監理課の項の第二十三号中「地域県民局」を「県土整備事務所の総括的管理」に改め、「（地域整備部の総括的管理に関する事務に限る。）」を削り、同条の都市計画課の項中第二十一号を第二十二号とし、第二十号を第二十一号とし、第十九号の次に次の一号を加える。

二十 宅地造成及び特定盛土等の規制に関すること。

第十六条の建築住宅課の項中第十六号を削り、第十七号を第十六号とし、第十八号から第二十八号までを一号ずつ繰り上げる。

九 防災教育センターの管理及び運営に関すること。

第二十八条第二項中「青森県地域県民局及び行政機関設置条例」を「青森県行政機関設置条例」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 県税事務所

第二十八条第二項第三号及び第四号を次のように改める。

三 地域連携事務所

四 環境管理事務所

第二十八条第二項中第八号を第十一号とし、同項に次の一号を加える。

十二 県土整備事務所

第二十八条第二項中第七号を第十号とし、第六号の次に次の三号を加える。

七 動物愛護センター

八 食肉衛生検査所

九 農林水産事務所

第三章第二節第一款を削り、同節第一款の二第一目中第四十二条を第二十九条とし、第四十三条を第三十条とし、同款を同節第一款とし、同節第一款の三第一目中第四十四条を第三十一条とし、第四十五条を第三十二条とし、同款に次の一目を加える。

第二目 県税事務所

(所掌事務)

第三十三条 県税事務所は、県税に関する事務及び軽自動車税の環境性能割に関する事務のほか、次の事務を所掌する。

- 一 森林環境税に関すること。

(名称、位置及び所管区域)

第三十四条 県税事務所の名称、位置及び所管区域は、行政機関条例の定めるところにより、次のとおりである。

名 称	位 置	所 管 区 域
青森県中央県税事務所	青森市	青森市、東津軽郡
青森県中南県税事務所	弘前市	弘前市、黒石市、平川市、中津軽郡、南津軽郡
青森県三八県税事務所	八戸市	八戸市、三戸郡
青森県西北県税事務所	五所川原市	五所川原市、つがる市、西津軽郡、北津軽郡
青森県上北県税事務所	十和田市	十和田市、三沢市、上北郡
青森県下北県税事務所	むつ市	むつ市、下北郡

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる県税に関する事務及び軽自動車税の環境性能割に関する事務については、行政機関条例の定めるところにより、県内全域が青森県中央県税事務所の所管区域である。

- 一 県内及び県外に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人に対する県民税の均等割及び法人税割
- 二 県民税の利子割、配当割及び株式等譲渡所得割
- 三 県内及び県外に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人に対する事業税
- 四 個人の事業税
- 五 たばこ税
- 六 自動車税
- 七 釵区税
- 八 固定資産税

第三章第二節第一款の三を同節第一款の二とし、同節第一款の四第一目を削る。  
第四十七条の二中「事務」の下に「のほか、次の事務」を加え、同条に次の各号を加える。

- 一 児童福祉法の規定による障害児入所給付費の支給に関すること。
- 二 青少年の健全育成の推進に関すること。

第三章第二節第一款の四第二目中第四十七条の二を第三十五条とする。

第四十七条の三第一項の表青森県弘前児童相談所の項中「青森県八戸児童相談所」を「青森県中南児童相談所」に、同表青森県八戸児童相談所の項中「青森県五所川原児童相談所」を「青森県三八児童相談所」に、同表青森県五所川原児童相談所の項中「青森県五所川原児童相談所」を「青森県西北児童相談所」に、同表青森県むつ児童相談所の項中「青森県むつ児童相談所」を「青森県下北児童相談所」に、同表青森県七戸児童相談所の項中「青森県七戸児童相談所」を「青森県上北児童相談所」に改め、同条第二項を削り、同条を第三十六条とし、第三章第二節第一款の四第二目を同条第一目とする。

第三章第二節第一款の四第三目中第四十七条の四を第三十七条とする。

第四十七条の五中「は、東青地域県民局に併置し、その名称」を「の名称」に改め、同条を第三十八条とし、第三章第二節第一款の四第三目を同条第二目とし、同条に次の一目を加える。

第三目 児童自立支援施設

(所掌事務)

第三十九条 児童自立支援施設は、児童福祉法第四十四条の規定により、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、併せて退所した者について相談その他の援助を行う事務を所掌する。

(名称及び位置)

第四十条 児童自立支援施設の名称及び位置は、青森県児童自立支援施設条例(昭和三十九年四月青森県条例第三十八号)の定めるところにより、次のとおりである。

名 称	位 置
青森県立子ども自立センターみらい	青森市

第三章第二節第一款の四を同節第一款の三とし、同節第一款の五第一目中第四十八  
 条を第四十三条とし、第四十九条を第四十四条とし、同目を同款第二目とし、同款に  
 第一目として次の一目を加える。

第一目 地域連携事務所

(所掌事務)

第四十一条 地域連携事務所は、地域づくり、地域交通及び県民生活の向上に係る施  
 策の推進に関する事務並びに地域等と連携して行う地域振興に関する事務のほか、  
 次の事務を所掌する。ただし、青森県東青地域連携事務所にあつては、第二号及び  
 第四号に掲げる事務を除く。

- 一 地域における災害対策の総括に関すること。
- 二 合同庁舎の管理に関すること。
- 三 公舎(他の出先機関において管理するものを除く。)の管理に関すること。
- 四 所管区域内の出先機関に係る集中調達物品の購入に関すること。

(名称、位置及び所管区域)

第四十二条 地域連携事務所の名称、位置及び所管区域は、行政機関条例の定めると  
 ころにより、次のとおりである。

名 称	位 置	所 管 区 域
青森県東青地域連携事務所	青森市	青森市、東津軽郡
青森県中南部地域連携事務所	弘前市	弘前市、黒石市、平川市、中津軽 郡、南津軽郡
青森県三八地域連携事務所	八戸市	八戸市、三戸郡
青森県西北地域連携事務所	五所川原市	五所川原市、つがる市、西津軽郡、 北津軽郡
青森県上北地域連携事務所	十和田市	十和田市、三沢市、上北郡
青森県下北地域連携事務所	むつ市	むつ市、下北郡

第三章第二節第一款の五を同節第一款の四とする。

第三章第二節第二款第一目中第五十条を第四十五条とし、第五十一条を第四十六条  
 とし、同款に次の一目を加える。

第二目 環境管理事務所

(所掌事務)

第四十七条 環境管理事務所は、公害の防止その他の環境の保全に関する事務を所掌  
 する。

2 青森県青森環境管理事務所は、前項に規定する事務のほか、公害の防止その他の  
 環境の保全(放射性物質に係るものを除く。)上必要な調査及び試験研究に関する  
 事務を所掌する。

(名称、位置及び所管区域)

第四十八条 環境管理事務所の名称、位置及び所管区域は、行政機関条例の定めると  
 ころにより、次のとおりである。

名 称	位 置	所 管 区 域
青森県青森環境管理事務所	青森市	青森市、東津軽郡、野辺地町、横浜 町、六ヶ所村
青森県弘前環境管理事務所	弘前市	弘前市、黒石市、五所川原市、つが る市、平川市、西津軽郡、中津軽 郡、南津軽郡、北津軽郡
青森県八戸環境管理事務所	八戸市	八戸市、十和田市、三沢市、三戸 郡、七戸町、六戸町、東北町、おい らせ町
青森県むつ環境管理事務所	むつ市	むつ市、下北郡

第三章第二節第三款第八目及び第九目を削る。

第三章第二節第三款第七目中第七十条の次に次のように加える。

第七十一条から第七十八条まで 削除

第三章第二節第三款第七目を第八目とし、第六目を第七目とする。

第六十三条第二号中「(昭和三十五年法律第三十七号)」を削る。

第三章第二節第三款第五目を第六目とし、第四目を削る。

第三章第二節第三款第三目中第六十条の次に次のように加える。

第六十一条及び第六十二条 削除

第三章第二節第三款中第三目を第五目とし、第二目を第四目とする。

第五十四条及び第五十五条を削り、第五十三条を第五十四条とし、第三章第二節第  
 三款第一目中同条の次に次のように加える。

第五十五条 削除

第三章第二節第三款第一目中第五十二条を第五十三条とし、同目を同款第三目とし、同款に第一目及び第二目として次の二目を加える。

第一目 保健所

(所掌事務)

第四十九条 保健所は、地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第六条に規定する事務その他の保健、医療及び公衆衛生に関する事務のほか、次の事務を所掌する。

- 一 所管区域内の児童相談所、福祉事務所その他の出先機関の予算の執行その他の庶務に関する事務のうち、知事が別に定めるものに関する事。

(名称、位置及び所管区域)

第五十条 保健所の名称、位置及び所管区域は、行政機関条例の定めるところにより、次のとおりである。

名 称	位 置	所 管 区 域
青森県東津軽保健所	青森市	東津軽郡
青森県中南保健所	弘前市	弘前市、黒石市、平川市、中津軽郡、南津軽郡、板柳町
青森県三戸保健所	八戸市	三戸郡、おいらせ町
青森県西北保健所	五所川原市	五所川原市、つがる市、西津軽郡、北津軽郡(板柳町を除く。)
青森県上北保健所	十和田市	十和田市、三沢市、上北郡(おいらせ町を除く。)
青森県下北保健所	むつ市	むつ市、下北郡

2 前項の規定によるもののほか、保健、医療及び公衆衛生に関する事務に関する保健所の所管区域は、行政機関条例の定めるところにより、次のとおりである。

保 健 所 名	所 管 区 域
青森県東津軽保健所	青森市、東津軽郡
青森県中南保健所	弘前市、黒石市、平川市、中津軽郡、南津軽郡、板柳町

青森県三戸保健所  
八戸市、三戸郡、おいらせ町

青森県西北保健所  
五所川原市、つがる市、西津軽郡、北津軽郡(板柳町を除く。)

青森県上北保健所  
十和田市、三沢市、上北郡(おいらせ町を除く。)

青森県下北保健所  
むつ市、下北郡

第二目 福祉事務所

(所掌事務)

第五十一条 福祉事務所は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第十四条第

五項に規定する事務のほか、次の事務を所掌する。

- 一 社会福祉法の規定による福祉サービスに係る情報提供等に関する事。
- 二 民生委員に関する事。
- 三 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)の規定による福祉の措置等の実施に関する市町村相互間の連絡調整、市町村に対する必要な援助の実施等に関する事。
- 四 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)の規定による援護の実施に関する市町村相互間の連絡調整、市町村に対する必要な援助の実施等に関する事。
- 五 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)の規定による更生援護の実施に関する市町村相互間の連絡調整、市町村に対する必要な援助の実施等に関する事。
- 六 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)の規定による業務の実施に関する市町村に対する必要な援助の実施等に関する事。
- 七 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)の規定による地域支援事業の実施に関する必要な援助の実施等に関する事(福祉に係るものに限る。)
- 八 戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第百六十八号)の規定による更生医療の給付及び補装具の支給に関する事。
- 九 生活困窮者自立支援に関する事。
- 十 困難な問題を抱える女性の相談援助に関する事。

- 十一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関すること。
  - 十二 社会福祉統計に関すること。
  - 十三 災害救助に関すること。
- 2 青森県中央福祉事務所は、前項に規定する事務のほか、次に掲げる事務を所掌する。
- 一 児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当に関すること。
  - 二 社会福祉法人及び社会福祉施設並びに社会福祉連携推進法人の指導監査に関すること。
  - 三 青森県入浴施設におけるレジオネラ症の発生の予防に関する条例（平成十七年七月青森県条例第六十三号）の規定による社会福祉施設等（精神障害者に係るものを除く。）の設置者の監督に関すること。
  - 四 老人福祉法の規定による老人居宅生活支援事業を行う者等の監督に関すること。
  - 五 介護保険法の規定による居宅サービス等を行う者等の監督に関すること。
  - 六 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）の規定による登録<sup>かたえ</sup>略痰吸引等事業者及び登録特定行為事業者の監督に関すること。
  - 七 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による障害福祉サービス事業又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者の監督に関すること。
  - 八 身体障害者福祉法の規定による身体障害者生活訓練等事業等を行う者の監督に関すること。
  - 九 児童福祉法の規定による障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、小規模住居型児童養育事業、一時預かり事業又は病児保育事業を行う者の監督に関すること。
- (名称、位置及び所管区域)
- 第五十二条 福祉事務所の名称、位置及び所管区域は、行政機関条例の定めるところにより、次のとおりである。

名称	位置	所管区域
青森県中央福祉事務所	青森市	東津軽郡

2 前項の規定にかかわらず、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第十三条第一項、第三十一条の六第一項及び第三十二条第一項に規定する資金に係る事務その他知事が別に定める事務に関する福祉事務所の所管区域は、行政機関条例の定めるところにより、次のとおりである。

青森県中南福祉事務所	弘前市	中津軽郡、南津軽郡、板柳町
青森県三戸福祉事務所	八戸市	三戸郡、おいらせ町
青森県西北福祉事務所	五所川原市	西津軽郡、北津軽郡（板柳町を除く。）
青森県下北福祉事務所	むつ市	下北郡
青森県上北福祉事務所	上北郡七戸町	上北郡（おいらせ町を除く。）

3 前二項の規定にかかわらず、障害児福祉手当に関する事務、社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査に関する事務その他知事が別に定める事務については、行政機関条例の定めるところにより、県内全域が青森県中央福祉事務所の所管区域である。

福祉事務所名	所管区域
青森県中央福祉事務所	青森市、東津軽郡
青森県中南福祉事務所	弘前市、黒石市、平川市、中津軽郡、南津軽郡、板柳町
青森県三戸福祉事務所	八戸市、三戸郡、おいらせ町
青森県西北福祉事務所	五所川原市、つがる市、西津軽郡、北津軽郡（板柳町を除く。）
青森県下北福祉事務所	むつ市、下北郡
青森県上北福祉事務所	十和田市、三沢市、上北郡（おいらせ町を除く。）

第三章第二節第四款第一目の目名を次のように改める。

第一目 農林水産事務所

第九十四条及び第九十五条を次のように改める。

(所掌事務)

第九十四条 農林水産事務所は、農林水産業及び自然環境の保全に関する事務を所掌する。

2 青森県三八農林水産事務所、青森県西北農林水産事務所、青森県上北農林水産事務所及び青森県下北農林水産事務所は、前項に規定する事務のほか、畜産業及び家畜衛生に関する事務を所掌する。

3 青森県東青農林水産事務所、青森県三八農林水産事務所、青森県西北農林水産事務所及び青森県下北農林水産事務所は、前二項に規定する事務のほか、漁港に関する事務を所掌する。

(名称、位置及び所管区域)

第九十五条 農林水産事務所の名称、位置及び所管区域は、行政機関条例の定めるところにより、次のとおりである。

名 称	位 置	所 管 区 域
青森県東青農林水産事務所	青森市	青森市、東津軽郡
青森県中南農林水産事務所	弘前市	弘前市、黒石市、平川市、中津軽郡、南津軽郡
青森県三八農林水産事務所	八戸市	八戸市、三戸郡
青森県西北農林水産事務所	五所川原市	五所川原市、つがる市、西津軽郡、北津軽郡
青森県上北農林水産事務所	十和田市	十和田市、三沢市、上北郡
青森県下北農林水産事務所	むつ市	むつ市、下北郡

2 前項の規定にかかわらず、水産業に関する事務に関する農林水産事務所の所管区域は、行政機関条例の定めるところにより、次のとおりである。

農林水産事務所名	所 管 区 域
青森県東青農林水産事務所	青森市、東津軽郡、野辺地町
青森県中南農林水産事務所	弘前市、黒石市、平川市、中津軽郡、南津軽郡
青森県三八農林水産事務所	八戸市、十和田市、三沢市、三戸郡、東北町、おいらせ町

青森県西北農林水産事務所 五所川原市、つがる市、西津軽郡、北津軽郡

青森県上北農林水産事務所 七戸町、六戸町

青森県下北農林水産事務所 むつ市、下北郡、横浜町、六ヶ所村

3 前二項の規定にかかわらず、畜産業及び家畜衛生に関する事務に関する農林水産事務所の所管区域は、行政機関条例の定めるところにより、次のとおりである。

農林水産事務所名	所 管 区 域
青森県三八農林水産事務所	八戸市、三戸郡
青森県西北農林水産事務所	青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、平川市、東津軽郡、西津軽郡、中津軽郡、南津軽郡、北津軽郡
青森県上北農林水産事務所	十和田市、三沢市、上北郡
青森県下北農林水産事務所	むつ市、下北郡

4 前三項の規定にかかわらず、漁港に関する事務に関する農林水産事務所の所管区域は、行政機関条例の定めるところにより、次のとおりである。

農林水産事務所名	所 管 区 域
青森県東青農林水産事務所	青森市、東津軽郡、野辺地町
青森県三八農林水産事務所	八戸市、三沢市、おいらせ町、階上町
青森県西北農林水産事務所	五所川原市、つがる市、西津軽郡、中泊町
青森県下北農林水産事務所	むつ市、下北郡、横浜町、六ヶ所村

5 農林水産業及び自然環境の保全に関する事務の区域が二以上の農林水産事務所の所管区域にわたるときは、知事が当該事務を分掌する農林水産事務所を指定することができる。

第九十八条から第二百二十条までを削り、第三章第二節第五款中第一目を第二目とし、同款に第一目として次の一目を加える。

第一目 県土整備事務所

(所掌事務)

第一百十七条 県土整備事務所は、県土の整備に関する事務を所掌する。

(名称、位置及び所管区域)

第一百八条 県土整備事務所の名称、位置及び所管区域は、行政機関条例の定めるところにより、次のとおりである。

名 称	位 置	所 管 区 域
青森県東青県土整備事務所	青森市	青森市、東津軽郡
青森県中南県土整備事務所	弘前市	弘前市、黒石市、平川市、中津軽郡、南津軽郡
青森県三八県土整備事務所	八戸市	八戸市、三戸郡
青森県西北県土整備事務所	五所川原市	五所川原市、つがる市、西津軽郡、北津軽郡
青森県上北県土整備事務所	十和田市	十和田市、三沢市、上北郡
青森県下北県土整備事務所	むつ市	むつ市、下北郡

2 県土の整備に関する事務の区域が二以上の県土整備事務所の所管区域にわたるときは、知事が当該事務を分掌する県土整備事務所を指定することができる。

(港管理所)

第一百十九条 青森県東青県土整備事務所、青森県三八県土整備事務所及び青森県上北県土整備事務所に港管理所を置き、その名称、位置及び担当区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	担 当 区 域
青森県東青県土整備事務所 青森港管理所	青森市	青森港及び小湊港の港湾区域、港湾隣接地域及び臨港地区
青森県三八県土整備事務所 八戸港管理所	八戸市	八戸港の港湾区域、港湾隣接地域及び臨港地区
青森県上北県土整備事務所 むつ小川原港管理所	上北郡六ヶ所村	むつ小川原港及び野辺地港の港湾区域（港湾区域に接する海岸保全区域のうち、海岸法に基づき定める区域を含む。）、港湾隣接地域及び臨港地区

2 港管理所の分掌事務は、次のとおりとする。

一 港湾施設の維持管理に関すること。

二 港湾区域内又は臨港地区内における水面の埋立て、盛土、整地等による土地の造成及び整備に関すること。

三 港湾工事の調査、設計、施行及び監督に関すること。

四 海岸保全区域の管理に関すること。

五 その他港湾の利用及び管理に関すること。

(道路河川事業所)

第一百二十条 青森県西北県土整備事務所に道路河川事業所を置き、その名称、位置及び担当区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	担 当 区 域
青森県西北県土整備事務所 鱒ヶ沢道路河川事業所	西津軽郡鱒ヶ沢町	西津軽郡

2 道路河川事業所の分掌事務は、次のとおりとする。

一 道路（都市計画道路を含む。）、河川、海岸、砂防、地すべり防止及び急傾斜地崩壊防止に関する次のこと。

イ 工事の調査、設計及び監督に関すること。

ロ 工事中材料の検査に関すること。

ハ 国県費補助土木工事の技術的指導監督に関すること。

ニ 工事中機械器具及び直営工事現場資材の保管に関すること。

ホ その他技術的管理に関すること。

二 港湾に関する次のこと。

イ 港湾施設の維持管理に関すること。

ロ 港湾区域内又は臨港地区内における水面の埋立て、盛土、整地等による土地の造成及び整備に関すること。

ハ 港湾工事の調査、設計、施行及び監督に関すること。

ニ 海岸保全区域の管理に関すること。

ホ その他港湾の利用及び管理に関すること。

第三章第二節第四款に次の一目を加える。

第三目 営農大学校

(所掌事務)

第百条 営農大学校は、農業に従事し、又は従事しようとする青年等に対し、農業に関する高度な技術及び経営管理能力を習得させる事務を所掌する。

(名称及び位置)

第百一条 営農大学校の名称及び位置は、青森県営農大学校条例（昭和五十四年十二月青森県条例第三十六号）の定めるところにより、次のとおりである。

名 称	位 置
青森県営農大学校	上北郡七戸町

第百二条から第百十六条まで 削除

第三章第二節第四款第二目中第九十七条を第九十九条とし、第九十六条を第九十八条とし、第九十五条の次に次の二条を加える。

(家畜保健衛生所)

第九十六条 農林水産事務所（青森県東青農林水産事務所及び青森県中南農林水産事務所を除く。）に家畜保健衛生所を置き、その名称、位置及び所管区域は、行政機関条例の定めるところにより、次のとおりである。

名 称	位 置	所 管 区 域
青森県三八農林水産事務所 八戸家畜保健衛生所	八戸市	八戸市、三戸郡
青森県上北農林水産事務所 中央家畜保健衛生所	十和田市	十和田市、三沢市、上北郡
青森県下北農林水産事務所 むつ家畜保健衛生所	むつ市	むつ市、下北郡
青森県西北農林水産事務所 つがる広域家畜保健衛生所	つがる市	青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、平川市、東津軽郡、西津軽郡、中津軽郡、南津軽郡、北津軽郡

2 家畜保健衛生所の分掌事務は、家畜保健衛生所法（昭和二十五年法律第十二号）

第三条に規定する事務のほか、次の事務とする。

一 畜産業に関すること。

(水産事務所)

第九十七条 農林水産事務所（青森県中南農林水産事務所及び青森県上北農林水産事務所を除く。）に水産事務所を置き、その名称、位置及び担当区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	担 当 区 域	
		次項第一号から第四号までに掲げる事務	次項第五号から第八号までに掲げる事務
青森県東青農林水産事務所 青森水産事務所	青森市	青森市、東津軽郡、野辺地町	青森市、東津軽郡、野辺地町
青森県三八農林水産事務所 八戸水産事務所	八戸市	八戸市、十和田市、三沢市、三戸郡、東北町、おいらせ町	八戸市、三沢市、おいらせ町、階上町
青森県下北農林水産事務所 むつ水産事務所	むつ市	むつ市、下北郡、横浜町、六ヶ所村	むつ市、下北郡、横浜町、六ヶ所村
青森県西北農林水産事務所 つがる水産事務所 鱒ヶ沢水産事務所	西津軽郡 鱒ヶ沢町	五所川原市、つがる市、西津軽郡、北津軽郡	五所川原市、つがる市、西津軽郡、中泊町

2 水産事務所の分掌事務は、次のとおりとする。ただし、青森県東青農林水産事務所青森水産事務所にあつては、第一号及び第二号に掲げる事務を除く。

- 一 漁業の許可に関すること。
- 二 漁船に関すること。
- 三 水産業の改良普及に関すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、水産業に関すること。
- 五 特定漁港漁場整備事業等の施行に関すること。
- 六 漁港の維持管理に関すること。
- 七 漁港区域（漁港区域に接する海岸保全区域及び一般公共海岸区域のうち、海岸法に基づき定める区域を含む。）内の海岸保全に関すること。

八 前三号に掲げるもののほか、漁港及び漁場に関すること。  
 第二百二十二条の二中「防災教育センター及び」を削る。  
 第二百五条第一項中「地域県民局及び」を削り、「支所」を「支所等」に改める。

第二百二十六条第一項中「及び地域県民局の部」及び「地域県民局の地域健康福祉部の項に規定する職（保健医長に限る。）」を削り、「各出先機関（地域県民局を除く。）」及び「各出先機関の各部共通」を「各出先機関共通」に改め、同条第二項中「第三十一条第三項、第三十四条第三項、第三十六条第三項、」及び「及び地域県民局の部」を削り、「課長を」の下に「科を置く出先機関にあつては科長を」を加え、「科を置く出先機関にあつては科長を」を削り、同条第三項中「第三十一条第二項及び第三項、第三十四条第三項、第三十六条第三項、」を削り、「並びに」を「及び」に改め、「及び地域県民局の部」、「室を置く出先機関」及び「にあつては副室長を」を削り、「副科長を」の下に「室を置く出先機関にあつては副室長を」を加える。

第二百二十七条第二項中「室、科」を「科、室」に改め、同条第三項中「室、課、科」を「課、科、室」に改める。

別表第一環境エネルギー部環境保全課の項中「環境エネルギー部環境保全課」を「環境エネルギー部資源循環推進課」に改め、同表に次のように加える。

危機管理局 防災危機管理課	防災調整 監	危機管理及び防災に関する調整並びに特に命ぜられた事務に従事する。
危機管理局 消防保安課	消防力向上推進監	消防力の向上に関する専門的な助言及び調整並びに特に命ぜられた事務に従事する。

別表第三地域県民局の項から地域県民局の地域整備部の項までを削り、同表青森県東京事務所の項の次に次のように加える。

県税事務所	所長、次長
-------	-------

別表第三青森県立子ども自立センターみらいの項を削り、同表児童相談所の項中「次長」の下に「（青森県中南児童相談所及び青森県三八児童相談所を除く。）」を

加え、同表青森県女性相談支援センターの項の次に次のように加える。

青森県立子ども自立センター みらい	所長
地域連携事務所	所長

別表第三青森県 I T E R 支援東京連絡事務所の項の次に次のように加える。

環境管理事務所	所長、総括研究管理員（青森県青森環境管理事務所に限る。）、研究管理員（青森県青森環境管理事務所に限る。）、主任研究員（青森県青森環境管理事務所に限る。）」
保健所	所長、次長、保健医長
福祉事務所	所長、次長

別表第三青森県衛生研究所の項中「研究管理監」を削り、同表保健所の項及び福祉事務所の項を削り、同表青森県立美術館の項の次に次のように加える。

農林水産事務所	所長、次長、林務調整監（青森県東青農林水産事務所、青森県中南農林水産事務所及び青森県三八農林水産事務所に限る。）、農村整備調整監、家畜保健衛生所長（青森県東青農林水産事務所及び青森県中南農林水産事務所を除く。）、水産事務所長（青森県中南農林水産事務所及び青森県上北農林水産事務所を除く。）、畜産推進監（青森県上北農林水産事務所に限る。）、家畜保健衛生所副所長（青森県東青農林水産事務所及び青森県中南農林水産事務所を除く。）、水産事務所副所長（青森県中南農林水産事務所及び青森県上北農林水産事務所を除く。）」
---------	---

青森県病害虫防除所	所を除く。
所長	

別表第三青森県病害虫防除所の項を次のように改める。

県土整備事務所	所長、次長、むつ南・白糠バイパス整備推進監（青森県下北県土整備事務所に限る。）、駒込ダム建設推進監（青森県東青県土整備事務所に限る。）、港管理所長（青森県東青県土整備事務所、青森県三八県土整備事務所及び青森県上北県土整備事務所に限る。）、道路河川事業所長（青森県西北県土整備事務所に限る。）
---------	---

別表第三各出先機関（地域県民局を除く。）及び各地域県民局の各部共通の項中「各出先機関（地域県民局を除く。）及び各地域県民局の各部共通」を「各出先機関共通」に改め、「部」を削る。

別表第四第一号中「（地域県民局を除く。）」を削り、同号の表所（校、副館、学院）長の項中「副館、学院」を「学院、副館」に改め、同表中「副学院院长」を「教頭」に、「教頭」を「副学院院长」に、

支所長	当該支所の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
支所長	
家畜保健衛生所長	
水産事務所長	
港管理所長	
道路河川事業所長	

に を

家畜保健衛生所副所長	当該所の長を補佐し、当該所の事務を整理する。
水産事務所副所長	

改め、同表第二号を削り、同表第三号の表研究管理監の項を削り、同表所（校、学院、館、部）付の項中「部」を削り、同号を別表第四第二号とし、同表第四号を同表第三号とする。

別表第六青森県固定資産評価審議会の項中「二年」を「三年」に改め、同表青森県子ども・子育て支援推進会議の項を次のように改める。

青森県 子ども ・若者 支援推 進会議	子ども基本法（令和四年法律第七十七号）第十条第一項の規定により定める県における子ども施策についての計画に関する事項を調査審議し、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十二条第四項の規定により、県子ども・子育て支援事業支援計画に関し同法第六十二条第五項に規定する事項を処理し、並びに県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議し、並びに子ども及び若者の支援に関する重要事項を調査審議すること。	会長 委員	一 子ども も若し くは若 者又は これら の保護 者	二十人 以内	二年	委員 の互 選	課 いら み も ど こ
			二 市町 村長				
			三 事業 主を代 表する 者				
			四 労働 者を代 表する 者				
			五 子ど も又は 若者の 支援に 関する 事業に 従事す る者				



(青森県県税条例施行規則の一部改正)

5 青森県県税条例施行規則(昭和三十四年五月青森県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項、第三条の二及び第四条の二中「地域県民局長」を「県税事務所長」に改める。

第五条第二項中「地域県民局」を「県税事務所」に改める。

第六条第一項第一号及び第二号、第八条の二第三項並びに第九条の二から第九条の四までの規定中「地域県民局長」を「県税事務所長」に改める。

第十二条の二第一項、第二項及び第五項、第十二条の三第三項及び第四項並びに第十二条の四第一項及び第三項から第五項までの規定中「東青地域県民局長」を「青森県中央県税事務所長」に改める。

第十三条の二第一項中「東青地域県民局長」を「青森県中央県税事務所長」に改め、同条第二項第一号中「地域県民局長、」を削り、「長又は」を「長、」に、「長が」を「長又は保健所の長が」に改め、同項第二号へ及び同条第四項中「東青地域県民局長」を「青森県中央県税事務所長」に改め、同条第五項中「第四項」を「前項」に、「東青地域県民局長」を「青森県中央県税事務所長」に、「の地域県民局長」を「の県税事務所長」に改める。

第十三条の四第一項中「東青地域県民局長」を「青森県中央県税事務所長」に改める。

第十四条中「西北地域県民局地域農林水産部長」を「青森県西北農林水産事務所長」に、「地域県民局長」を「県税事務所長」に改める。

第十九条第一項中「地域県民局長」を「県税事務所長」に、「地域県民局」を「県税事務所に」に改める。

第二十条第二号中「地域県民局」を「県税事務所」に改める。

第二号様式その一の表中「東青地域県民局長」を「青森県中央県税事務所長」に改め、同様式その二の表中「海城県民局長」を「県税事務所長」に改め、同様式その三の表、その四、その五及びその六の表中「東青地域県民局長」を「青森県中央県税事務所長」に改め、同様式その七の表中「地域県民局長」を「県税事務所長」に改める。

第三号様式から第六号様式までの規定中「地域県民局長」を「県税事務所長」に改める。

第七号様式その一中「地域県民局長」を「県税事務所長」に改め、同様式その

の二中「東青地域県民局長」を「青森県中央県税事務所長」に改める。

第八号様式その一中「海城県民局長」を「県税事務所長」に改め、同様式その二の表、その三及びその四の表中「東青地域県民局長」を「青森県中央県税事務所長」に改め、同様式その五中「地域県民局長」を「県税事務所長」に改める。

第九号様式の表中「海城県民局長」を「県税事務所長」に改める。

第十号様式及び第十一号様式中「東青地域県民局長」を「青森県中央県税事務所長」に改める。

第十二号様式中「地域県民局長」を「県税事務所長」に改める。

第十三号様式その一中「地域県民局長」を「県税事務所長」に改め、同様式その二及びその三の表中「東青地域県民局長」を「青森県中央県税事務所長」に改め、同様式その四中「地域県民局長」を「県税事務所長」に改める。

第十四号様式中「地域県民局長」を「県税事務所長」に改める。

第十五号様式中「」を「」に改める。

第二十一号様式中「地域県民局長」を「県税事務所長」に改める。

第二十二号様式中「地域県民局」を「県税事務所」に改める。

第二十三号様式中「海城県民局長」を「海城事務所」に改める。

(青森県県税条例中合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の特例に関する条例施行規則の一部改正)

6 青森県県税条例中合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の特例に関する条例施行規則(昭和二十七年八月青森県規則第八十号)の一部を次のように改正する。

第四条中「東青地域県民局長」を「青森県中央県税事務所長」に改める。

第三号様式中「東青地域県民局長」を「青森県中央県税事務所長」に改める。

第四号様式中「東青地域県民局長」を「青森県中央県税事務所長」に、「東青地域県民局長」を「青森県中央県税事務所長」に改める。

第六号様式中「地域県民局」を「県税事務所」に改める。

(青森県車両保管庫使用規則の一部改正)

7 青森県車両保管庫使用規則(昭和五十九年九月青森県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「青森県行政組織規則第四条」を「同規則第四条」に改め、「(地域県民局を除く。)及び地域県民局の部」を削る。

(青森県公舎条例施行規則の一部改正)

8 青森県公舎条例施行規則(昭和三十七年一月青森県規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二号(二)中「三八地域県民局地域連携部長」を「青森県三八地域連携事務所長」に改め、同号(三)中「西北地域県民局地域連携部長」を「青森県西北地域連携事務所長」に改め、同号(四)中「上北地域県民局地域連携部長」を「青森県上北地域連携事務所長」に改め、同号(五)中「下北地域県民局地域連携部長」を「青森県下北地域連携事務所長」に改め、同号(七)中「西北地域県民局地域連携部長」を「青森県西北地域連携事務所長」に改める。

(青森県児童福祉法施行細則の一部改正)

9 青森県児童福祉法施行細則(昭和六十二年三月青森県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第三条、第五条、第七条、第八条、第九条第一項及び第三項並びに第十条第一項から第四項まで及び第六項中「地域県民局長」を「保健所長」に改める。

第十一条第一項中「法第二十二條第二項の規定による申込みにあつては居住地を管轄する地域県民局長に、法第二十三條第二項の規定による申込みにあつては」を削り、同条第二項から第四項までの規定中「地域県民局長又は」を削る。

第十二条中「地域県民局長又は」を削る。

第二十条第一項中「地域県民局長は」を「福祉事務所長又は児童相談所長は」に改め、「地域県民局長、」を削り、同条第七項中「地域県民局長」を「福祉事務所長又は児童相談所長」に改める。

第二十一条第一項から第三項まで及び第五項、別表第二の備考三の4並びに別表第三の備考五の4中「地域県民局長」を「福祉事務所長又は児童相談所長」に改める。

第一号様式の表、第一号様式の二、第三号様式及び第五号様式中「等」を「等」に改める。

第七号様式の記載要領の5の注の(イ)中「等」を削る。

第八号様式から第十号様式までの規定中「等」を「等」に改める。

第十一号様式から第十三号様式までの規定中「等」を「等」に改める。

第十四号様式から第十七号様式までの規定中「等」を削る。

第十八号様式から第二十一号様式までの規定中「等」を「等」に改める。

(青森県空き缶等散乱防止条例施行規則の一部改正)

10 青森県空き缶等散乱防止条例施行規則(平成十年三月青森県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「青森県環境エネルギー部環境政策課」を「青森県環境エネルギー部資源循環推進課」に改める。

(青森県特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行細則の一部改正)

11 青森県特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行細則(平成十四年三月青森県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

「地域県民局の環境管理部長」を「環境管理事務所長」に改める。

(青森県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部改正)

12 青森県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則(昭和六十一年七月青森県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「地域県民局の環境管理部」を「環境管理事務所」に改める。

(青森県浄化槽法施行細則の一部改正)

13 青森県浄化槽法施行細則(昭和六十年十月青森県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「地域県民局長」を「県土整備事務所長」に改める。

第三条第一項中「地域県民局の地域整備部」を「県土整備事務所」に改める。

(青森県温泉法施行細則等の一部改正)

14 次に掲げる規則の規定中「地域県民局長」を「保健所長」に改める。

一 青森県温泉法施行細則(昭和五十二年三月青森県規則第十号) 第六条

二 青森県健康増進法施行細則(平成十五年四月青森県規則第五十二号) 第三条

三 青森県歯科技工士法施行細則(昭和三十一年一月青森県規則第五号) 第三条

四 青森県あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則(昭和四十四年二月青森県規則第八号) 第三条

五 青森県柔道整復師法施行細則(昭和四十六年八月青森県規則第五十三号) 第三

条

六 青森県臨床検査技師等に関する法律施行細則（昭和五十六年八月青森県規則第三十七号）第三条第一項

三十七号）第三条第一項

七 青森県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（昭和三十六年九月青森県規則第八十四号）第五条

八 青森県毒物及び劇物取締法施行細則（昭和四十五年四月青森県規則第三十二号）第八条

九 青森県麻薬及び向精神薬取締法施行細則（昭和四十年四月青森県規則第三十六号）第十条第二項

十 青森県覚醒剤取締法施行細則（昭和五十四年五月青森県規則第二十号）第三条第二項

十一 青森県調理師法施行細則（昭和四十四年七月青森県規則第四十四号）第三条第二項

十二 青森県栄養士法施行細則（昭和四十四年二月青森県規則第六号）第三条

十三 青森県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成四年二月青森県規則第六号）第三条

十四 青森県化製場等に関する規則（昭和五十九年九月青森県規則第五十号）第九条

（青森県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部改正）

15 青森県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（昭和三十四年四月青森県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「地域県民局長」を「農林水産事務所長」に改める。  
別表中「地域県民局長」を「農林水産事務所長」に、「地域県民局の」を「農林水産事務所」に改める。

（青森県生活保護法施行細則の一部改正）

16 青森県生活保護法施行細則（平成七年三月青森県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「地域県民局長」を「福祉事務所長」に改める。  
第四条第一項及び第二項中「地域県民局長は」を「福祉事務所長は」に改め、「地域県民局長又は」を削る。

第五条第一項第二号及び第二項、第六条第四項、第七条、第八条第一項及び第三

項、第九条並びに第十条中「地域県民局長」を「福祉事務所長」に改める。

第十五条第一項中「地域県民局長は」を「福祉事務所長は」に改め、「地域県民局長又は」を削り、同条第二項中「地域県民局長」を「福祉事務所長」に改める。

第十六条、第十八条、第十九条、第二十一条及び第二十二条中「地域県民局長」を「福祉事務所長」に改める。

第二号様式中

部 長	総 務 長	次 長	課 長	指 導 員

に改める。

所 長	次 長	課 長	指 導 員

第三号様式の別表及び第四号様式の別表中  
「所 長」を「総 務 長」に改める。

第七号様式中「地域県民局」を「福祉事務所」に改める。

第九号様式中  
「地 域 県 民 局」を「福 祉 事 務 所」に、  
受 付 年 月 日」を「受 付 年 月 日」に、

「地域県民局長」を「福祉事務所長」に改める。  
第十号様式の表、第十一号様式の表、第十二号様式及び第十三号様式の表中「地

域県民局長」を「福祉事務所長」に改める。  
第十四号様式中  
「地 域 県 民 局」を「福 祉 事 務 所」に、  
受 付 年 月 日」を「受 付 年 月 日」に、

「地域県民局長」を「福祉事務所長」に改める。  
第十七号様式から第二十号様式までの規定中「地域県民局長」を「福祉事務所

長」に改める。  
第二十一号様式中「地域県民局長」を「福祉事務所長」に、「地域県民局」を

「福祉事務所」に改める。  
第二十二号様式中「地域県民局長」を「福祉事務所長」に改める。

第二十三号様式中「地域県民局長」を「福祉事務所長」に、「地域県民局地域健

「福祉事務所」を「福祉事務所」に改める。

第二十四号様式から第二十六号様式まで、第三十一号様式、第三十四号様式、第三十六号様式から第三十八号様式までの規定中「地域県民局長」を「福祉事務所」に改める。

第三十九号様式中

	部 長	総室長	次 長	課 長	指導員
--	-----	-----	-----	-----	-----

を

に改める。

第四十号様式及び第四十一号様式中「地域県民局長」を「福祉事務所長」に改める。

第四十二号様式中

	部 長	総室長	次 長	課 長	指導員
--	-----	-----	-----	-----	-----

を

に改める。

第四十三号様式から第四十五号様式までの規定中「地域県民局長」を「福祉事務所」に改める。

(青森県災害救助法施行細則の一部改正)

17 青森県災害救助法施行細則(昭和三十年四月青森県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「地域県民局」を「福祉事務所」に改める。

(医学及び医療技術者等研修規則の一部改正)

18 医学及び医療技術者等研修規則(昭和三十六年一月青森県規則第一号)の一部を

次のように改正する。

第一条中「地域県民局の地域健康福祉部」を「保健所」に、「地域健康福祉部等」を「保健所等」に改める。

第二条、第四条から第六条まで及び第八条から第十一条までの規定中「地域健康福祉部等」を「保健所等」に改める。

別記様式中「醫(県)局」を「県局」に、「醫務(所)」を「保健所」に改める。

(青森県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部改正)

19 青森県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則(平成二十六年十二月青森県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

第二条及び第四条中「地域県民局長」を「保健所長」に改める。

第二号様式中「産褥室(部)室」を「産褥室」に改める。

(青森県死体解剖保存法施行細則の一部改正)

20 青森県死体解剖保存法施行細則(平成十二年三月青森県規則第八十九号)の一部を次のように改正する。

第三条中「(青森市を住所地又は新住所地とする者)は東地方保健所長、

八戸市を住所地又は新住所地とする者)は三戸地方保健所長」を削る。

(青森県食品衛生法施行細則及び青森県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正)

21 次に掲げる規則の規定中「産褥室(部)室」を「産褥室」に改める。

一 青森県食品衛生法施行細則(昭和四十八年五月青森県規則第三十一号)第三号様式

二 青森県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則

(平成十八年三月青森県規則第四十八号)第一号様式から第三号様式まで

(青森県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正)

22 青森県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和四十五年三月青森県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

第十四条第三項中「地域県民局長」を「保健所長」に改める。

第十四号様式及び第二十七号様式中「産褥室(部)室」を「産褥室」に改める。

(青森県林業・木材産業改善資金貸付規則及び青森県漁港及び漁場の整備等に関する法律施行細則の一部改正)

23 次に掲げる規則の規定中「地域県民局長」を「農林水産事務所長」に改める。

一 青森県林業・木材産業改善資金貸付規則(昭和五十一年十一月青森県規則第七

十七号) 第十八条

二 青森県漁港及び漁場の整備等に関する法律施行細則(平成十二年三月青森県規則第一百六号) 第四条

(青森県家畜伝染病予防法施行細則及び青森県動物用医薬品等販売業に関する規則の一部改正)

24 次に掲げる規則の規定中「地域県民局の地域農林水産部」を「農林水産事務所」に改める。

一 青森県家畜伝染病予防法施行細則(昭和五十年四月青森県規則第十八号) 第六条

二 青森県動物用医薬品等販売業に関する規則(昭和三十七年一月青森県規則第三号) 第四条

(青森県家畜伝染病まん延防止規則の一部改正)

25 青森県家畜伝染病まん延防止規則(昭和五十年四月青森県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「地域県民局の地域農林水産部」を「農林水産事務所」に改める。

第一号様式から第七号様式までの規定中「~~青森県~~」を「~~青森県~~」に改める。

(青森県林業種苗法施行細則の一部改正)

26 青森県林業種苗法施行細則(昭和四十五年十二月青森県規則第九十五号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「地域県民局」を「農林水産事務所」に改める。

(青森県漁港管理規則の一部改正)

27 青森県漁港管理規則(昭和三十九年五月青森県規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「地域県民局長」を「農林水産事務所長」に、「所轄地域県民局長」を「所轄農林水産事務所長」に改める。

第三条、第五条、第六条、第七条第一項及び第三項、第八条第一項、第十三条、第十四条並びに第十五条第二項中「所轄地域県民局長」を「所轄農林水産事務所長」に改める。

第一号様式から第七号様式まで及び第十一号様式中「~~青森県~~」を「~~農林水産事務所長~~」に改める。

(青森県国有財産管理規則等の一部改正)

28 次に掲げる規則の規定中「地域県民局長」を「県土整備事務所長」に改める。

一 青森県国有財産管理規則(平成七年五月青森県規則第三十一号) 第十二条

二 青森県建設業法施行細則(昭和三十七年五月青森県規則第四十七号) 第二条第一項

三 青森県砂防指定地における行為の規制及び砂防設備の管理に関する条例施行規則(平成十五年三月青森県規則第十三号) 第十四条

四 青森県急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則(平成十二年三月青森県規則第六十七号) 第四条

五 青森県港湾管理条例施行規則(平成十二年三月青森県規則第二百二十三号) 第八条

六 青森県港湾法第五十六条に関する施行細則(平成十二年三月青森県規則第二百十四号) 本則

七 青森県小規模水道規制条例施行規則(昭和四十八年五月青森県規則第三十六号) 第十三条

(青森県建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則の一部改正)

29 青森県建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則(平成十五年三月青森県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「地域県民局長」を「県土整備事務所長」に改める。

第三条第一項中「地域県民局の地域整備部」を「県土整備事務所」に改める。

(水防施設費補助規則の一部改正)

30 水防施設費補助規則(昭和二十七年十一月青森県規則第七号)の一部を次のように改正する。

第九条中「すべて所轄地域県民局長」を「全て所轄県土整備事務所長」に改める。

(青森県都市計画法施行細則の一部改正)

31 青森県都市計画法施行細則(平成十六年三月青森県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「地域県民局」を「県土整備事務所」に改める。

訓

令

青森県訓令甲第四号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

青森県行政組織規則の一部改正に伴う関係規程の整備に関する訓令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県行政組織規則の一部改正に伴う関係規程の整備に関する訓令

(青森県庁議運営規程の一部改正)

第一条 青森県庁議運営規程(昭和三十七年四月青森県訓令甲第十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「、出納局長及び地域県民局長」を「及び出納局長」に改め、同条第四項の表地域県民局長の項を削る。

第九条中「、地域県民局長」を削る。

(職員の任免等発令事務取扱規程の一部改正)

第二条 職員の任免等発令事務取扱規程(昭和三十九年四月青森県訓令甲第十九号)の一部を次のように改正する。

第四条中「、地域県民局長」を削る。

(診療手当支給規程の一部改正)

第三条 診療手当支給規程(昭和二十七年三月青森県訓令甲第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「地域県民局の地域健康福祉部」を「児童相談所、保健所」に改める。

別表第一中「地域県民局の地域健康福祉部の保健総室長、こども相談総室長及び福祉こども総室長」を「児童相談所長、保健所長」に改める。

(危険作業手当支給規程の一部改正)

第四条 危険作業手当支給規程(昭和三十三年三月青森県訓令甲第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「地域県民局の地域農林水産部及び地域整備部並びに」を「農林水産事務所、県土整備事務所及び」に改める。

第五条中「地域県民局の地域農林水産部長及び地域整備部長並びに」を「農林水産事務所長、県土整備事務所長及び」に改める。

(青森県職員被服貸与規程の一部改正)

第五条 青森県職員被服貸与規程(昭和三十一年四月青森県訓令甲第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「(地域県民局にあつては、部)」を削る。

別表第一東青地域県民局環境管理部に勤務する職員で公害に関する試験研究の業務に従事する者の項中「東青地域県民局環境管理部」を「青森環境管理事務所」に改め、同表地域県民局の地域健康福祉部に勤務する職員の項中「地域県民局の地域健康福祉部」を「保健所」に改め、同表中

生活保護現業業務に従事する者	作業白衣	一	一年	シングル型
	作業服	一	三年	

を

福祉事務所に勤務する職員で生活保護現業業務に従事する者	作業白衣	一	一年	シングル型
	作業服	一	三年	

に

改め、同項の次に次のように加える。

別表第一普及指導員、林業普及指導員の項及び地域県民局の地域農林水産部(家畜保健衛生所に限る。)に勤務する獣医師及び飼料の分析又は検査に従事する者の項中「地域県民局の地域農林水産部」を「農林水産事務所」に改める。

別表第二環境エネルギー部環境政策課の項中「一般廃棄物対策に係る立入検査用」を「公害に関する調査、測定及び指導用」に改め、同表環境エネルギー部環境保全課の項中「環境エネルギー部環境保全課」を「環境エネルギー部資源循環推進課」に改め、「公害に関する調査、測定及び指導並びに」を削り、同表地域県民局

の県税部の項中「地域県民局の県税部」を「県税事務所」に改め、同表地域県民局の環境管理部の項中「地域県民局の環境管理部」を「環境管理事務所」に改め、同

表中

地域県民局の地域健 康福祉部		災害地の調査及び指導並びに救助 物資の運搬及び保管に関する作業 用	作業帽 作業服 ゴム長靴 特殊雨合羽
防疫その他の作業用		作業白衣 安全靴 ゴム長靴	作業帽 作業服 ゴム長靴 特殊雨合羽

を

保健所	防疫その他の作業用	作業白衣 安全靴 ゴム長靴	作業帽 作業服 ゴム長靴 特殊雨合羽
福祉事務所	災害地の調査及び指導並びに救助 物資の運搬及び保管に関する作業 用	作業帽 作業服 ゴム長靴	作業帽 作業服 ゴム長靴 特殊雨合羽

に改め、

同表地域県民局の地域農林水産部の項中「地域県民局の地域農林水産部」を「農林水産事務所」に改め、「畜産の指導奨励」を削り、同表地域県民局の地域農林水産部及び地域整備部の項中「地域農林水産部及び地域整備部」を「農林水産事務所、県土整備事務所」に改め、同表地域県民局の地域農林水産部（家畜保健衛生所に限る。）の項中「地域県民局の地域農林水産部」を「農林水産事務所」に改め、同表中

家畜防疫作業用	作業服 雨合羽	作業服 雨合羽 ゴム長靴 防寒衣
畜産の指導奨励用		作業服 雨合羽 ゴム長靴 防寒衣

を

家畜防疫作業用	作業服 雨合羽
---------	------------

同表地域県民局（東青地域県民局を除く。）の地域農林水産部（水産事務所に限る。）の項中「地域県民局（東青地域県民局を除く。）の地域農林水産部」を「東青農林水産事務所以外の農林水産事務所」に改める。

（徴税吏員の任命に関する規程の一部改正）  
第六条 徴税吏員の任命に関する規程（昭和三十二年四月青森県訓令甲第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一項中「地域県民局の県税部」を「県税事務所」に改め、第二項中「地域県民局の県税部に」を「県税事務所に」に、「地域県民局の県税部長」を「県税事務所長」に改める。

（青森県雪対策連絡会議設置規程の一部改正）

第七条 青森県雪対策連絡会議設置規程（昭和五十三年十月青森県訓令甲第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「環境政策課長、エネルギー開発振興課長」を「エネルギー・脱炭素政策課長、資源循環推進課長」に改める。

（青森県消費者行政連絡会議規程の一部改正）

第八条 青森県消費者行政連絡会議規程（昭和五十三年九月青森県訓令甲第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表中「環境政策課長」を「エネルギー・脱炭素政策課長、資源循環推進課長」に改める。

（青森県企業誘致対策連絡会議設置規程の一部改正）

第九条 青森県企業誘致対策連絡会議設置規程（昭和三十七年一月青森県訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

別表二中「環境保全課長」を「エネルギー・脱炭素政策課長」に改め、「エネルギー開発振興課長」を削る。

（青森県農村地域産業導入促進対策連絡会議設置規程の一部改正）

第十条 青森県農村地域産業導入促進対策連絡会議設置規程（昭和四十六年十二月青森県訓令甲第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「環境保全課長」を削る。

（青森県県有林野産物極印使用規程の一部改正）

第十一号 青森県国有林野産物極印使用規程（昭和三十六年一月青森県訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

第十一号及び第十二号中「地域農林水産部長」を「農林水産事務所長」に改める。

（青森県国有林野県行部分林保護管理規程の一部改正）

第十二号 青森県国有林野県行部分林保護管理規程（昭和三十三年十一月青森県訓令甲第六十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「地域農林局長」を「農林水産事務所長」に、「局長」を「所長」に改める。

第三条から第五条までの規定中「局長」を「所長」に改める。

（青森県土地利用対策会議規程の一部改正）

第十三号 青森県土地利用対策会議規程（昭和四十八年五月青森県訓令甲第二十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「環境保全課長」を「環境政策課長、エネルギー・脱炭素政策課長、資源循環推進課長」に改め、「エネルギー開発振興課長」を削る。

（青森県八戸港漁業補償対策会議規程の一部改正）

第十四号 青森県八戸港漁業補償対策会議規程（昭和四十九年十一月青森県訓令甲第三十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「三八地域農林水産部三八地方水産事務所長及び三八地域農林局地域整備部八戸港管理所長」を「青森県三八農林水産事務所八戸水産事務所長及び青森県三八県土整備事務所八戸港管理所長」に改める。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第五号

行幸啓室設置規程を次のように定める。

序 中 一 般  
各 出 先 機 関

令和七年三月三十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

行幸啓室設置規程

（設置）

第一条 総務部に行幸啓室（以下「室」という。）を置く。

（所掌事務）

第二条 室は、次の事務を所掌する。

一 第八十回国民スポーツ大会及び第二十五回全国障害者スポーツ大会に係る行幸啓に関する事。

二 その他皇室に関する事。

（室の職等）

第三条 室に室長を置く。

2 室長は、上司の命を受け、室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

第四条 室に必要な応じ室長代理、総括副参事、副参事、総括主幹、総括主幹専門員、主幹、主幹専門員、主査、主任専門員及びその他の職員を置く。

2 室長代理は、上司の命を受け、室長を補佐し、室の事務を整理するとともに室の所掌事務のうち室長が特に命じた重要な事項を掌理する。

3 総括副参事は、上司の命を受け、室の所掌事務に係る特に重要な事項について企画、調査及び立案を行う。

4 副参事は、上司の命を受け、室の所掌事務に係る重要な事項について企画、調査及び立案を行う。

5 総括主幹は、上司の命を受け、室の所掌事務に係る重要な企画、調査及び立案に当たる。

6 総括主幹専門員は、上司の命を受け、室の所掌事務に係る培われた知識、経験又は能力に応じた重要な企画、調査及び立案に当たる。

7 主幹は、上司の命を受け、室の所掌事務に係る企画、調査及び立案に当たる。

8 主幹専門員は、上司の命を受け、室の所掌事務に係る培われた知識、経験又は能力に応じた企画、調査及び立案に当たる。

9 主査は、上司の命を受け、重要な事務を処理する。

10 主任専門員は、上司の命を受け、培われた知識、経験又は能力に応じた重要な事

務を処理する。  
11 その他の職員は、上司の命を受け、室の事務に従事する。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第六号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

統合新病院開設準備室設置規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

統合新病院開設準備室設置規程

(設置)

第一条 総合政策部に統合新病院開設準備室（以下「準備室」という。）を置く。

(所掌事務)

第二条 準備室は、統合新病院（県及び青森市が、共同して、新たに整備し、及び経営する病院をいう。）の開設の準備に関する事務を所掌する。

(準備室の職等)

第三条 準備室に室長を置く。

2 室長は、上司の命を受け、準備室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

第四条 準備室に必要な応じ室長代理、総括副参事、副参事、総括主幹、総括主幹専門員、主幹、主幹専門員、主査、主任専門員及びその他の職員を置く。

2 室長代理は、上司の命を受け、室長を補佐し、準備室の事務を整理するとともに準備室の所掌事務のうち室長が特に命じた重要な事項を掌理する。

3 総括副参事は、上司の命を受け、準備室の所掌事務に係る特に重要な事項について企画、調査及び立案を行う。

4 副参事は、上司の命を受け、準備室の所掌事務に係る重要な事項について企画、調査及び立案を行う。

5 総括主幹は、上司の命を受け、準備室の所掌事務に係る重要な企画、調査及び立案に当たる。

6 総括主幹専門員は、上司の命を受け、準備室の所掌事務に係る培われた知識、経験又は能力に応じた重要な企画、調査及び立案に当たる。

7 主幹は、上司の命を受け、準備室の所掌事務に係る企画、調査及び立案に当たる。

8 主幹専門員は、上司の命を受け、準備室の所掌事務に係る培われた知識、経験又は能力に応じた企画、調査及び立案に当たる。

9 主査は、上司の命を受け、重要な事務を処理する。

10 主任専門員は、上司の命を受け、培われた知識、経験又は能力に応じた重要な事務を処理する。

11 その他の職員は、上司の命を受け、準備室の事務に従事する。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

告

示

青森県告示第二百一十号

青森県行政組織規則の一部改正に伴う関係規程の整理に関する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県行政組織規則の一部改正に伴う関係規程の整理に関する規程

(青森県報発行規程の一部改正)

第一条 青森県報発行規程（昭和五十一年三月青森県告示第二百九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「（地域県民局にあつては、部。以下同じ。）」を削る。

（青森県建設資材廃棄物の引渡完了報告に関する要綱の一部改正）

第二条 青森県建設資材廃棄物の引渡完了報告に関する要綱（平成二十九年一月青森県告示第二十一号）の一部を次のように改正する。

第四中「地域県民局の環境管理部長」を「環境管理事務所長」に改める。  
別記様式の（表面）中「~~青森県建設資材~~」を「~~河川浄水事務所~~」に改める。

（青森県結核予防補助金交付規程の一部改正）

第三条 青森県結核予防補助金交付規程（昭和三十七年三月青森県告示第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「地域県民局長」を「保健所長」に改める。

（青森県家畜人工授精講習会等開催要綱の一部改正）

第四条 青森県家畜人工授精講習会等開催要綱（昭和五十六年十二月青森県告示第千五十七号）の一部を次のように改正する。

第七条中「地域県民局の地域農林水産部」を「農林水産事務所」に改める。

#### 附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十八円九十銭